

大阪市（消）告示第21号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を併せた講習を次のとおり開催する。

令和6年7月22日

大阪市消防長 橋 口 博 之

1 講習の区分

甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

2 講習日時及び場所

| 回数   | 日時                          | 場所                  |
|------|-----------------------------|---------------------|
| 第10回 | 令和6年10月21日（月）<br>14時から17時まで | Osaka Metro 九条ビル（※） |
| 第11回 | 令和6年11月19日（火）<br>14時から17時まで | Osaka Metro 九条ビル    |
| 第12回 | 令和6年12月5日（木）<br>14時から17時まで  | Osaka Metro 九条ビル    |
| 第13回 | 令和6年12月18日（水）<br>14時から17時まで | Osaka Metro 九条ビル    |
| 第14回 | 令和7年1月15日（水）<br>14時から17時まで  | Osaka Metro 九条ビル    |
| 第15回 | 令和7年2月5日（水）<br>14時から17時まで   | Osaka Metro 九条ビル    |
| 第16回 | 令和7年2月17日（月）<br>14時から17時まで  | Osaka Metro 九条ビル    |
| 第17回 | 令和7年3月10日（月）<br>14時から17時まで  | Osaka Metro 九条ビル    |

|      |                            |                  |
|------|----------------------------|------------------|
| 第18回 | 令和7年3月19日(水)<br>14時から17時まで | Osaka Metro 九条ビル |
|------|----------------------------|------------------|

※ 大阪市西区九条南2丁目34番3号 Osaka Metro 九条ビル7階

3 申込受付期間

告示の日から講習開催日の14日前までとする。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

4 受講対象者

防災管理新規講習を修了した防災管理者

5 申込方法

大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を入力のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)